

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和8年7月31日

宮 津 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を変更認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○	—	—	—	中津	無	令7.4 ～ 令12.3	中津活動組織	(変更なし)
○	—	—	—	小田宿野	無	令7.4 ～ 令12.3	小田宿野環境会議	(変更なし)
○	—	—	—	岩ヶ鼻、長江	無	令7.4 ～ 令12.3	岩ヶ鼻・長江農地水保全会	(変更なし)
○	—	—	—	田原	無	令7.4 ～ 令12.3	田原農地・水保全会	(変更なし)
○	—	—	—	矢原・脇の浜、金山・小香河、今福、日置浜、日置上、外垣、新宮、柿ヶ成、吉津、国分・溝尻・小松、松尾、大島、小田(4区)、由良、日ヶ谷、波路、小寺・中村・脇、喜多(8～11区)、中波見・里波見、獅子	無	令7.4 ～ 令12.3	宮津市多面的機能広域協定運営委員会	対象農用地面積の変更
		以		下		余	白	
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		